# 沖縄市テニス協会会則

#### 第1条 (名称)

本会は、「沖縄市テニス協会」と称する。

#### 第2条 (事務所)

本会の事務所は別に定める。

#### 第3条 (目的)

本会は、テニスを通じて会員の親睦を深めること並びに会員のテニス技術・体力の向上及び健康の維持増進を図ることを目的とする。併せて、テニス及びその他の活動等を通じて、沖縄市の活性化に寄与することを目的とする。

# 第4条 (上部団体への加盟及び近隣団体との連携)

本会は、沖縄県テニス協会に加盟するものとする。

2 本会は、沖縄県内の各市町村テニス協会及び沖縄市体育協会と連携するものとする。

# 第5条 (事業)

本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦向上に関すること。
- (2) テニス大会。
- (3) テニス講習会等テニスの普及、競技力及び体力・健康の向上に関すること。
- (4) 他団体との交流に関すること。
- (5) その他テニスに関する活動並びに本会及び沖縄市の発展に関すること。

# 第6条 (会員)

本会は、次の会員で構成する。

- (1) 沖縄市内に住所、本籍又は職場を有する者。
- (2) 沖縄市内のテニスクラブの会員である者。
- (3) 本会の活動に参加する者。
- (4) その他会長が特に認めたもの。

# 第7条 (入会、退会)

本会に入会を希望する者は、別に定める手続きにより申し込むものとする。退会する場合は、その旨を本会事務局に届け出るものとする。

# 第8条 (会費)

本会会員は、下記の会費を納入する。既納の会費は返還しない。 原則、会員になった日から2年間1,000円

#### 第9条 (会計年度)

本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わるものとする。

#### 第10条 (役員等)

本会に次の役員を置く。また、役員は兼務できるものとする。

(1) 会長(1名)

- (2) 副会長(若干名)
- (3) 監事(若干名)
- (4) 常任理事(若干名)
- (5) 理事(若干名)
- (6) 事務局長(1名)
- (7) 会計係(若干名)
- (8) 顧問(必要に応じて選任する。若干名)
- 2 会の円滑な運営のため、事務局長補佐(若干名)を置くことができる。事 務局長補佐は事務局長が指名する。

# 第11条 (役員の任期)

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

#### 第12条 (役員の選仟等)

役員は理事会で推薦し、総会で承認する。

2 理事を除く役員は、原則として、沖縄市に住所又は本籍を有する者とする。 ただし、会長が特に必要と認める場合は、その限りではない。

#### 第13条 (役員の職務等)

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。また、総会、全体理事会及び 常任理事会(全体理事会及び常任理事会を「理事会」という。)を開催し、その議長となり理事会で決定された事項を処理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は、本会の業務及び会計を監督する。また、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
- (4) 常任理事は理事会に出席し、本会の目的達成に必要な職務を遂行する。
- (5) 理事は全体理事会に出席するとともに本会の活動に協力する。また、 常任理事会に出席して意見を述べることができる。
- (6) 事務局長は、本会の運営に必要な事務全般を統括する。
- (7) 会計係は、本会の会計を統括する。

#### 第14条 (総会の開催)

総会は、本会会員で構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 定期総会は年1回とし、会計年度終了後速やかに開催する。
- 4 会長が必要と認めた時、又は理事の二分の一以上から要請があるときは、 臨時総会を開催しなければならない。

#### 第15条 (総会の決議)

総会の議決は、出席者の過半数の賛成により決定する。可否同数の場合は議長(会長)がこれを決定する。

#### 第16条 (総会の承認事項)

次の事項は、総会で承認されなければならない。

- (1) 収支決算及び事業報告
- (2) 予算及び事業計画
- (3)役員の選任及び承認に関すること。

- (4) 会則の変更に関すること。
- (5) その他本会の活動に係る重要事項

#### 第17条 (全体理事会)

全体理事会は、第18条に定める常任理事会の構成員及び理事をもって組織する。

- 2 全体理事会は会長が招集し、その議長となる。
- 3 全体理事会の議決は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は 議長が決定する。
- 4 総会で討議する議案等本会の運営上極めて重要な事項は、予め全体理事会に諮らなければならない。

### 第18条 (常任理事会)

常任理事会は、会長、副会長、常任理事、事務局長、会計係及び事務局長補佐をもって組織する。

- 2 常任理事会は会長が召集し、その議長となる。
- 3 常任理事会は、構成員の過半数の出席により成立し、決議は出席者の過半数をもって決定する。出席することができない構成員は委任状を提出することができる。
- 4 可否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 5 本会の活動に関する事項のうち運営上速やかに処理する必要のある事項は、 常任理事会で討議し、結論を得るものとする。

#### 第19条 (委員会)

本会に委員会を置くことができる。委員会の設置については、常任理事会で討議し、会長が設置する。

#### 第20条(収入)

本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

# 第21条 (連絡)

本会の活動に関する連絡は、主にホームページを利用する。また、必要に応じて電子メールや電話等を利用する。

#### 第22条 (雑則及び)

その他本会の活動に必要な事項は、理事会で別に定める。

# 附則

本会則は、設立日(平成24年4月22日)より施行する。

#### 附則

役員選任後2年を経過した場合、次の総会が開催されるまでの間役員の任期は延長されるものとする。

# 附則

本会則は、平成26年4月12日より施行する。